

公益社団法人全国建築物飲料水管理協会

入退会手続き及び会費規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人全国建築物飲料水管理協会（以下「本協会」という。）定款第6条、第7条、第8条、第9条に基づき、入会及び退会手続き並びに会費に関する事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 正会員になろうとする者は、建築物飲料水に関わる清掃管理業を主たる業務として営む法人または個人で本協会の主旨に賛同するものとする。

2 入会申込書に必要事項を記入し、理事会の過半数が適当と認めたものは会員としてこの法人に加入する資格を有する。

(入会金及び会費)

第3条 定款第7条の入会金及び会費は、次のとおりとする。

入会金	正会員		10,000	円
	賛助会員		10,000	円
会費	正会員	年額	120,000	円
	賛助会員	年額	120,000	円

(納入方法及び納入期限)

第4条 会費の納入は、年一括又は半年もしくは3ヶ月に分け指定口座へ振り込みとする。

(期中入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、年額の残存月数/12とする。

(退会)

第6条 会員は、いつでも退会届を本協会に提出することにより退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金・会費はいかなる理由があってもこれを返還しないこととし、退会年月までの会費は納入しなくてはならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

改定後の規程は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。